

淡健発第 1242 号  
令和 5 年 2 月 27 日

事業主様  
事務担当者様

東淀川健康保険組合  
(公印省略)

## 令和 5 年度 健康保険料・介護保険料の料率について

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度の健康保険料率と介護保険料率につきまして、第 172 回組合会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

	合計	事業主	被保険者	(備考)
健康保険料率	100/1000	50/1000	50/1000	変更無し
介護保険料率	17/1000	8.5/1000	8.5/1000	変更無し

以上

## 令和5年度 健康保険料率の内訳について

令和5年3月分保険料より適用（任意継続被保険者は、令和5年4月分より）

$$\textcircled{C} \quad \text{健康保険料率} = \text{一般保険料率} + \text{調整保険料率}$$

一般保険料率	変更前	変更後
事業主	49.350/1000	49.350/1000
被保険者	49.350/1000	49.350/1000
計	98.700/1000	98.700/1000

調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.650/1000	0.650/1000
被保険者	0.650/1000	0.650/1000
計	1.300/1000	1.300/1000

※ 調整保険料とは、全国健康保険組合間における共同事業に充てる費用です。  
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

$$\textcircled{C} \quad \text{一般保険料率} = \text{基本保険料率} + \text{特定保険料率}$$

基本保険料率	変更前	変更後
事業主	28.348/1000	31.641/1000
被保険者	28.348/1000	31.641/1000
計	56.696/1000	63.282/1000

特定保険料率	変更前	変更後
事業主	21.002/1000	17.709/1000
被保険者	21.002/1000	17.709/1000
計	42.004/1000	35.418/1000

※ 基本保険料とは、当組合の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる費用です。  
※ 特定保険料とは、前期高齢者（65歳以上75歳未満）の財政調整、後期高齢者（75歳以上）の支援等に充てる費用です。